



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月26日火曜日 第1411号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1295

介護機関の指定.....1296

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1296

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....1297

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....1297

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....1297

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....1297

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....1298

大規模小売店舗の届出に係る県の意見の概要.....1298

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1298

保安林の指定の解除.....1298

解除予定保安林.....1299

海岸保全区域の指定.....1299

公有水面埋立免許の出願.....1299

港湾施設の概要.....1301

道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....1301

道路の供用開始（ " ）.....1301

道路の区域変更（県道落合久万線）.....1301

道路の供用開始（ " ）.....1302

道路の区域変更（県道中山双海線）.....1302

道路の供用開始（ " ）.....1302

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....1302

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....1302

道路の供用開始（ " ）.....1303

道路の区域変更（県道宇和三瓶線）.....1303

道路の供用開始（ " ）.....1303

開発行為に関する工事の完了.....1303

## 告 示

### ○愛媛県告示第1858号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び東予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友重機械工業株式会社  
東京都品川区北品川五丁目9番11号  
代表取締役社長 日納 義郎
- 事業場の名称及び所在地  
住友重機械工業株式会社 東予製造所  
東予市今在家1501番地
- 特定施設に関する事項

## クラリファイヤー

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,158立方メートル処理	
設置年月日	昭和48年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.7～7.6 最大 6.0～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 25
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 40
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 25
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 890 最大 987	

### 4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	昭和48年4月1日	
処理施設の種別	クラリファイヤー	
処理施設の型式	浮上分離方式	
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製	
処理施設の主要寸法	直径9.6メートル 高さ2.1メートル	
処理施設の能力	1日当たり1,158立方メートル処理	
汚水等の処理の方式	クラリファイヤー方式	
処理施設の使用時間間隔	連続	
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	

処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.6 最大 6.7~7.6	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 30	通常 10 最大 25
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 60	通常 10 最大 40
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25	通常 10 最大 25
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 890 最大 987	通常 890 最大 987

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.7~7.6 最大 6.0~8.5
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 40
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 25
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.26 最大 2.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 890 最大 987

○愛媛県告示第1859号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
大洲記念病院	医療法人 忍風会	大洲市徳森1512番地1	平成14.10.1

○愛媛県告示第1860号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社 宇和島調剤	宇和島市御殿町4-19	パール薬局	宇和島市御殿町3-6	平成14.10.1
有限会社 宇和島調剤	宇和島市御殿町4-19	はまゆう薬局	宇和島市御殿町4-19	平成14.11.1
株式会社 プリポート	松山市朝生田町三丁目8番15号	宇和島プリポート薬局	宇和島市御殿町4-19	平成14.11.1
株式会社 フロンティア	京都府京都市下京区烏丸通高辻下ル薬師前町707番地	ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目1-4	平成14.11.1
医療法人 青峰会	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	グループホームかざぐるま	西宇和郡瀬戸町大久1391-1	平成14.10.1
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブひと	新居浜市西喜光地町8番1号	デイサービスでんでんむし	新居浜市萩生779番地の2	平成14.11.1
医療法人 優悠会	西宇和郡三崎町三崎1442番地	門田医院	西宇和郡三崎町三崎1442番地	平成14.7.1

有限会社 介護支援サービスしるもと	上浮穴郡久万町大字久万町 181番地2	グループホーム・シオンの 家	上浮穴郡久万町大字旭ヶ丘 1394番地3	平成14.10.1
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番 地5	J Aおちいまばり デイサービスセンター元気	今治市鐘場町一丁目2番地 9号	平成14.11.1

## ○愛媛県告示第1861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人 優悠会	西宇和郡三崎町三崎1442番 地	門田医院	西宇和郡三崎町三崎1442番 地	平成14.7.1
有限会社 えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地の1	えひめ介護ネットワーク 今治指定居宅介護支援事業 所	今治市宮下町三丁目甲1536 番地	平成14.8.29

## ○愛媛県告示第1862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称、主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更後） 今治市八町西四丁目1番12 号	（変更後） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更後） 今治市八町西四丁目1番12 号	平成13.7.1
（変更前） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更前） 今治市八町西一丁目1番25 号	（変更前） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更前） 今治市八町西一丁目1番25 号	

## ○愛媛県告示第1863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称、主たる事務所の所在地並びに居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更後） 今治市八町西四丁目1番12 号	（変更後） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更後） 今治市八町西四丁目1番12 号	平成13.7.1
（変更前） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更前） 今治市八町西一丁目1番25 号	（変更前） 株式会社 シルバーケアサービス	（変更前） 今治市八町西一丁目1番25 号	

## ○愛媛県告示第1864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
瀬戸町	西宇和郡瀬戸町三机乙3003番地の6	瀬戸町グループホームかざぐるま	西宇和郡瀬戸町大久1391-1	平成14.9.30
門田政富	西宇和郡三崎町三崎1452番地	門田医院	西宇和郡三崎町三崎1442番地	平成12.8.31
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ダテ明倫薬局	宇和島市広小路2番40号	平成14.10.5
株式会社 ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山二丁目5番5号	アトムケアサポート砥部	伊予郡砥部町高尾田718番地	平成14.11.1

○愛媛県告示第1865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社 ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山二丁目5番5号	アトムケアサポート砥部	伊予郡砥部町高尾田718番地	平成14.11.1

○愛媛県告示第1866号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	意見の概要
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912番地2	宇和島市道伊吹井堰線から国道56号への退店車両による交通渋滞を回避するため、地域住民の生活環境に配慮して、他の経路への分散を図る対策を講じること。

○愛媛県告示第1867号

新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新居浜市多喜浜土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
  - 新居浜市多喜浜土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成14年11月27日から12月25日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所

○愛媛県告示第1868号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市大永山字小味地162の6から162の8まで・162の13・162の18・162の20（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1869号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡中島町大字神浦3591の3（次の図に示す部分に限る。）、3536の7、3537の5
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び中島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1870号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により次のとおり海岸保全区域を指定し、海岸保全区域の指定（平成5年5月愛媛県告示第728号）は、廃止する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

番号	海岸名	市町村	管理者	区 域
194	豊後水道東沿岸高山漁港海岸	明浜町	明浜町長	基点1から基点27までを順次結んだ線並びに基点27、補助点27の1、補助点27の2、補助点22、補助点21、補助点20、補助点19、補助点18、補助点15、補助点14、補助点13、補助点11、補助点10、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点2、補助点1の2、補助点1の1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、東宇和郡明浜町大字宮野浦乙468番4地先の標柱 基点2は、基点1から19度30分312メートルの地点 基点3は、基点2から335度00分177メートルの地点 基点4は、基点3から27度30分133メートルの地点 基点5は、基点4から63度30分239メートルの地点 基点6は、基点5から43度00分140メートルの地点 基点7は、基点6から341度00分151メートルの地点 基点8は、基点7から322度00分216メートルの地点 基点9は、基点8から34度00分92メートルの地点 基点10は、基点9から48度30分188メートルの地点 基点11は、基点10から17度00分90メートルの地点 基点12は、基点11から54度00分71メートルの地点 基点13は、基点12から81度00分131メートルの地点 基点14は、基点13から27度00分155メートルの地点 基点15は、基点14から357度

30分191メートルの地点	基点16は、基点15から73度00分173メートルの地点
基点17は、基点16から90度00分136メートルの地点	基点18は、基点17から106度30分92メートルの地点
基点19は、基点18から153度30分224メートルの地点	基点20は、基点19から182度30分250メートルの地点
基点21は、基点20から133度30分286メートルの地点	基点22は、基点21から130度00分447メートルの地点
基点23は、基点22から35度30分131メートルの地点	基点24は、基点23から91度30分130メートルの地点
基点25は、基点24から126度00分125メートルの地点	基点26は、基点25から147度30分141メートルの地点
基点27は、基点26から120度00分138メートルの地点	補助点27の1は、基点27から180度00分5メートルの地点
補助点27の2は、基点27から252度00分263メートルの地点	補助点22は、基点22から180度00分188メートルの地点
補助点21は、基点21から180度00分100メートルの地点	補助点20は、基点20から250度00分55メートルの地点
補助点19は、基点19から255度00分65メートルの地点	補助点18は、基点18から212度00分71メートルの地点
補助点15は、基点15から111度00分100メートルの地点	補助点14は、基点14から90度00分85メートルの地点
補助点13は、基点13から135度00分55メートルの地点	補助点11は、基点11から120度00分65メートルの地点
補助点10は、基点10から152度00分130メートルの地点	補助点8は、基点8から88度00分150メートルの地点
補助点7は、基点7から62度00分60メートルの地点	補助点6は、基点6から80度30分80メートルの地点
補助点5は、基点5から99度00分85メートルの地点	補助点4は、基点4から157度00分86メートルの地点
補助点2は、基点2から92度00分55メートルの地点	補助点1の2は、基点1から75度30分110メートルの地点
補助点1の1は、基点1から162度30分6メートルの地点	

○愛媛県告示第1871号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁

、宇和島地方局御荘土木事務所及び御荘町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

御荘町

南宇和郡御荘町平城3063番地

代表者 町長 山下 英雄

南宇和郡御荘町中浦1151番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の公有水面

イ 区域

次の①点から⑮点までを順次直線で結んだ線並びに⑮点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.10メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の猿鳴漁港台帳番号㊸猿鳴防波堤に設置された金属鈔)は、北緯32度58分33秒、東経 132 度28分49秒の地点

①点は、基点から真北 254 度24分19秒4.26メートルの地点

②点は、①点から真北94度08分11秒2.01メートルの地点

③点は、②点から真北 111 度34分10秒1.33メートルの地点

④点は、③点から真北91度59分30秒1.78メートルの地点

⑤点は、④点から真北 178 度07分04秒 26.61メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 268 度06分29秒1.00メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 178 度05分55秒2.20メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北88度06分29秒1.00メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 178 度06分58秒 17.40メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 268 度03分03秒1.00メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 178 度07分29秒2.20メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北88度06分29秒1.00メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北 178 度07分01秒 26.42メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 275 度53分42秒3.03メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北 279 度15分32秒3.06メートルの地点

ウ 面積

444.44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点から二点までを順次直線で結んだ線及び二点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡御荘町猿鳴 319 番地先の猿鳴漁港台帳番号㊸猿鳴防波堤に設置された金属鈔)は、北緯32度58分33秒、東経 132 度28分49秒の地点

ア点は、基点から真北 334 度51分50秒1.83メートルの地点

イ点は、ア点から真北91度49分49秒 64.72メートルの地点

ウ点は、イ点から真北43度20分05秒 90.39メートルの地点

エ点は、ウ点から真北87度51分26秒 18.00メートルの地点

オ点は、エ点から真北 177 度51分39秒 91.80メートルの地点

カ点は、オ点から真北 211 度29分59秒 79.73メートルの地点

キ点は、カ点から真北 278 度54分35秒 67.07メートルの地点

ク点は、キ点から真北 275 度24分26秒 56.89メートルの地点

ケ点は、ク点から真北 296 度02分18秒2.43メートルの地点

コ点は、ケ点から真北30度20分30秒1.50メートルの地点

サ点は、コ点から真北22度07分07秒8.09メートルの地点

シ点は、サ点から真北18度26分22秒3.95メートルの地点

ス点は、シ点から真北 355 度08分13秒 10.00メートルの地点

セ点は、ス点から真北 353 度05分22秒 10.04メートルの地点

ソ点は、セ点から真北 357 度01分31秒 10.00メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 352 度24分18秒 10.04メートルの地点

チ点は、タ点から真北 347 度24分36秒 10.18メートルの地点

ツ点は、チ点から真北 341 度10分21秒 10.43メートルの地点

テ点は、ツ点から真北 343 度55分22秒6.69メートルの地点

ト点は、テ点から真北63度49分33秒8.00メートルの地点

ナ点は、ト点から真北 119 度30分30秒3.94メートルの地点

ニ点は、ナ点から真北97度51分56秒9.74メートルの

地点  
ウ 面積  
16,356.01平方メートル

3 埋立地の用途  
漁港施設用地

4 出願年月日  
平成14年11月8日

同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
港湾管理用資材倉庫	松山市大可賀三丁目14番地先	面積 109.48平方メートル 構造 鉄骨造平屋建

○愛媛県告示第1872号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する

○愛媛県告示第1873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	宇摩郡新宮村大字新宮742番地先から 同大字744番地先まで	旧	メートル 7.0~10.0	キロメートル 0.052	
			新	15.0~21.2	0.052	
"	"	宇摩郡新宮村大字馬立2番耕地525番地先から 同大字2番耕地541番地先まで	旧	4.0~11.5	0.222	
			新	9.5~18.0	0.222	

○愛媛県告示第1874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	宇摩郡新宮村大字新宮742番地先から 同大字744番地先まで	平成14年11月26日
"	"	宇摩郡新宮村大字馬立2番耕地525番地先から 同大字2番耕地541番地先まで	"

○愛媛県告示第1875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡面河村笠方55番11	旧	メートル 13.6~15.4	キロメートル 0.015	
			新	14.4~28.6	0.015	

## ○愛媛県告示第1876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡面河村笠方55番11	平成14年11月26日

## ○愛媛県告示第1877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙63番2から 同大字丙156番地先まで	旧	メートル 3.8～13.5	キロメートル 0.202	
			新	11.0～24.5	0.202	

## ○愛媛県告示第1878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙63番2から 同大字丙156番地先まで	平成14年11月26日

## ○愛媛県告示第1879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字山鳥坂6号568番1から 同大字6号553番1まで	旧	メートル 3.6～7.8	キロメートル 0.451	
			新	7.8～81.6	0.436	

## ○愛媛県告示第1880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林1073番2地先から 同大字720番2まで	旧	メートル 4.0~20.5	キロメートル 0.281	
			新	10.8~25.2	0.282	

## ○愛媛県告示第1881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林1073番2地先から 同大字720番2まで	平成14年11月26日

## ○愛媛県告示第1882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字正田2628番2から 同大字字宮ノ下3011番3まで	旧	メートル 5.0~6.6	キロメートル 0.992	
			新	5.0~14.0 12.2~59.5	0.992 0.418	

## ○愛媛県告示第1883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字正田2628番2から 同大字字宮ノ下3011番3まで	平成14年11月26日

## ○愛媛県告示第1884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年11月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
今局建（開）第7号 平成14年11月11日	越智郡大西町大字九王甲1416番2	東予市円海寺152番地 中 島 光
西局丹土（開）第17号 平成14年11月13日	東予市玉之江129番4	西条市檜木376番地の5 伊 藤 光 彦

松局伊土検（開）第41号 平成14年11月13日	伊予郡松前町大字北川原字北ノ川原160番 4	松山市北斎院町718番地 5 ローズコート A - 102号 茂 川 幸 利
松局伊土検（開）第42号 平成14年11月13日	伊予郡松前町大字永田字甚九郎分440番 6	松山市山西町791番地 コートリジェール202号 萩 野 美 和 子
八局大土（開）第1372 1号の 3 平成14年11月15日	喜多郡内子町内子1384番、1395番、1397番及び1398番	大洲市西大洲甲1283番地 1 株式会社 セレモニーライフ大洲 代表取締役 清 水 俊 三